

## 編集後記

—いのちことば—

最近、「ことば」に対する関心が高まっている。文部科学省は中央教育審議会でもことばの重要性について言及し、新聞社はことばの力を頻りに論じている。

有名なカウンセラーの先生によれば、「ことば」には3種類あるようだ。「道具ことば」「刃物ことば」「いのちことば」の3種類である。「道具ことば」とは、単に情報を伝達する道具としてのことばである。「刃物ことば」とは、受け取る相手を傷つけることば、「いのちことば」とは、人を活かすことばを指す。最近の社会情勢を見ると、このうち「刃物ことば」が、相当飛び交っているように思われる。学校でのいじめなどは、この「刃物ことば」による集団暴力であろう。

「ことば」は、心の中にあるものが引き出される。心の中が自分さえよければいいという自己中心やわがままで満たされている人、いつも不平不満の思いでいっぱいですぐ他人を裁く人の口からは、「刃物ことば」しか出てこない。自分では気づかないで人を傷つけてしまうときもある。「そんなつもりではなかった。」と後で言い訳しても、付けた傷は相手の心に残る。

意識してか無意識にかかわらず、なぜ、「刃物ことば」を発してしまうのか。人を思いやる心、言い換えれば、愛がないからである。小さい頃からマイナスのストローク、否定的な言葉だけを与え続けられれば、愛が育つはずがない。愛が育たなければ、思いやりや人を活かそうという思いも起こりようがない。

逆に、心が豊かな人は、「いのちことば」をあふれるほど人に与えることができる。その心の中に「いのち」が豊かに満ちているからである。何もできなくても、何も持っていないなくても、「そのままのあなたが素晴らしい」というプラスのストロークが、自分という存在(英語で言うと、being)に豊かに注がれ、それが自分のものとなったとき、つまり存在が確かなものとなったとき、この「いのち」が、輝き出すのであろう。そしてそのような人は、自分のこともOK、他の人のこともOKという前提で話すので、人を活かすのであろう。

「五体不満足」の著者である乙武洋匡さんは、「障害を持っていても、ボクは毎日が楽しい。健常者と

して生まれても、ふさぎこんだ暗い人生を送る人もいる。そうかと思えば、手も足もないのに、毎日ノ一天気に生きている人間もいる。関係ないのだ、障害なんて。」そんなふうを考えながら、「先天性四肢切断」という重度の障害とつきあっている。そんな風に前向き肯定的に生きられる秘訣は、お母さんのことばにあったという。乙武さんのお母さんは、初めて我が子を見たとき、心から、「まあ、かわいい。」と叫んだ、というのである。そんな「いのちことば」に育てられて、乙武さんは、現在も多くの人に感動と勇気を与え続けている。

親が子どもに対して、また人が人に対して、その存在をそのまま認め、受け入れ、本気で関わってくれば、その存在(being)は確かなものになり、「いのち」が輝き出す。そして、「いのちことば」があふれ流れる。今の子どもたちは、自分の存在(being)を認めてくれる人を求めているのではないだろうか。いくらものを有り余るほど与えられても、肝心のものがもらえないから、「いのち」が育たないのである。今、日本は「いのち」の危機である。

だが、決してあきらめてはならない。筆者は、ある福祉施設で働いている若者たちを知っている。知的障害を持つ人たちと日々関わっておられるのであるが、ときに心が不安定になって大声を出したり、暴れたりする利用者さん(彼らは決して障害者とは言わない)に、殴られたり、かまれたり、暴言を吐かれたりしても、いつも平静に対応し、「こころ」で接し、「いのちことば」を語るのである。たまには排便ミスをした利用者さんのあとしまつもするという。筆者にはとてもできないことである。

我が国にも、このような若者たちがもっとたくさんいると信じたい。「いのち」豊かな、このような若者たちに、期待したい。そしてこのような若者たちが十分に力をふるえるような環境を、みんなで作っていかねばならない。

この若者たちに、希望の光を見たように思えた。希望は、人間だけが持ちうるものである。希望は、失望に終わらない。

(T.O)



様々な知的財産権制度改革が進められているが、やはりその核となるのは人である。制度を改正する

とともに、それを支える人材をいかに育成するか、それは今の日本が直面している大きな課題の一つである。本号の巻頭言では、日本弁理士会の会長である中島氏に現在の人材育成制度の問題点及び今後の進め方についてご紹介いただいた。

一方、論文欄では、国際的に進む制度調和の動きに目を向けた。1995年1月1日に発効した知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（TRIPS協定）には、その履行義務に関して経過措置がおかれていた（第65条・第66条）。先進国についての猶予期間は発効後1年間であったが、開発途上加盟国については、物質特許に関する規定の当該技術分野への適用に関し、10年の猶予が与えられていた。しかし、経過措置を経て、2005年1月1日には開発途上国についても、TRIPS協定を適用する義務が課せられることとなった（後発開発途上国については本来は11年の猶予期間が与えられていたが、2005年11月のTRIPS理事会で、2013年6月30日まで猶予期間を延長することが承認されている。）。

こうして、先進国及び開発途上国はTRIPS協定の傘の下に入り、制度調和を進めている。これまでTRIPS協定に反する制度を有していた国々では、次々と改正法が成立し、制度がめまぐるしく変わっている。

そこで本号では、知的財産権制度の改正の動きが活発なアジア諸国のうち、我が国企業が多大なる関心を寄せる中国、韓国及びインドの知的財産権制度（産業財産権制度）の近年の動向について、それぞれ専門家にご紹介をお願いした。

中国における知的財産権問題の現状、制度改革の動向について、中国における特許実務に詳しい黒瀬氏にご紹介いただいた。また、安井氏・平塚氏・中島氏には、電子・情報関連企業及び半導体関連企業

へのインタビューで聞かれた現場の声を基に、中国に対する日本企業の知的財産戦略について分析・検討していただいた。

韓国でも、特許法、実用新案法、デザイン保護法、商標法の改正が進んでいる。こうした改正の動き及び2006年以降の大法院判例の中の重要判例について、高氏に考察していただいた。インドでは、TRIPS協定の履行が医薬品産業に大きな影響を与えた。そうした影響の背景及びTRIPS協定違反が論点として浮かび上がった事件について、山名氏にご紹介いただいた。

一方、先使用権制度については、我が国でも近年関心が高まりガイドラインが策定されたが、国際的にビジネスを展開していく上では他国の制度を理解しておくことも重要である。そこで中山氏に、ドイツ、英国、フランス、韓国、中国の先使用権制度について、比較検討していただいた。

判例評釈欄では、均等論に関し、最高裁判所が出した五項目の実際の訴訟での適用の現状及びその課題について、大友氏にご考察いただいた。

情報欄では、知的財産推進計画2007でも重要課題として挙げられている国際標準の問題について、現在の我が国の取組をご紹介いただいた。

資料欄では、国際的なイノベーション競争が進められる中で欧州の特許制度改革のために欧州共同体委員会がまとめたコミュニケーションを紹介した。

本誌へのご感想、掲載記事やバックナンバー等に関するお問い合わせは、独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室（FAX：03-3595-2792, E-mail：PA9305@inpit.jpo.go.jp）まで。また、本誌（第39号以降）の全文は、工業所有権情報・研修館のホームページ（<http://www.inpit.go.jp/jinzai/study/index.html>）にて公開している。（M.T）

特許研究 PATENT STUDIES No. 44 (September 2007) ©

平成 19 年 9 月 30 日発行

編集・発行 独立行政法人工業所有権情報・研修館 特許研究室

〒100-0013 東京都千代田区霞が関 3 丁目 4 番 3 号

電話：03-3581-5092 FAX：03-3595-2792



HP (<http://www.inpit.go.jp/index.html>)

印刷所 有限会社太平印刷

※落丁・乱丁本はお取り替え致します。